

令和3年10月1日

大磯町長 中 崎 久 雄 様

大磯町個人情報保護制度運営審議会
会長 安 達 和 志



大磯町の保有する個人情報の取扱いについて（答申）

令和3年7月21日付け磯子第149号で諮問のありました「大磯町の保有する個人情報の取扱いについて」の諮問事案「大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業実施に係る対象者の抽出及び対象者の確認審査に係る本人外収集及び目的外利用・提供について」は、大磯町個人情報保護条例第27条第2項の規定により審議した結果、次の附帯意見を付した上で、これを認めることとしたのでその旨答申します。

（附帯意見）

当初実施機関が想定していた外部委託の可能性が排除され、個人情報の「提供」がないことが判明したため、諮問事案の「提供」の文言を全て削除すること。